

大淀町立学校の適正化に係る基本方針

平成7年3月

大淀町教育委員会

大淀町立学校の適正化に係る基本方針

大淀町立学校の適正化に係る基本方針は

- ①大淀町立学校における望ましい教育環境
- ②大淀町立学校における少人数指導の少人数
- ③「大淀町立学校の適正化に係る基本計画」の策定期及実施時期

を含めた内容とする

※ 以後、「大淀町立学校の適正化に係る基本方針」は「適正化基本方針」、「大淀町立学校の適正化に係る基本計画」は「適正化基本計画」と略す。

①大淀町立学校における望ましい教育環境（令和5年8月の検討会議で合意を得る）

- ①多様な児童生徒の個に応じて寄り添うことのできる支援体制が整えられ、自尊心が高く、安心して過ごすことのできる居場所となる教育環境
- ②児童生徒同士、児童生徒と教職員との信頼関係が深く、お互いが認め合い、支え合い、高め合うことのできる教育環境
- ③安全・安心に通学することのできる教育環境
- ④学校が核となり、地域ぐるみで子どもを見守り、支え、はぐくむ教育環境

●望ましい教育環境の基となる大淀町立学校で育てたい子ども像

○アイデンティティの確立をめざす子（学校の中で自己実現できる子） ←

「自尊心をはぐくむことができる居場所となり、お互いが認め合い、安心して自己表出できる場づくり」

→自分の考えを伝える意味や意義を理解し、主体的に自己表現できる子

→高い自己肯定感・自己効力感・自己有用感に支えられたGRITが強い子

→芯が強く、現状の課題を自ら切り拓いていく力のある子

●望ましい教育環境を実現するために

○望ましい教育環境のうち、適正規模という観点①②から考慮すると、本町の児童生徒にとって少人数規模による指導や支援が適正と考え、そのための環境を整えていく必要がある。ただし、少人数といっても極端に少ない人数になると、友人関係の序列化・固定化、集団による教育効果の希薄化、自立を妨げる依存心の高まりなどの課題が顕在化する可能性が高いため、本町の児童生徒にとって、望ましい少人数の具体について、また、その具体の状況が維持継続できなくなった時は、どのように考えて方向性を決定していくかということについて、検討会議にて見解をもつべきである。

②大淀町立学校における少人数指導の少人数について

【適正規模に関わる「少人数指導」の少人数についての検討会議の見解】

◎大淀町立学校における望ましい少人数は、小学校では1学級あたり20人程度である
と考える。但し、現行の本町の学級編成基準においても20人を下回る編成となる可能性
があるため、この考え方により同基準を変更するものではない。(少人数指導の加
配がつく場合は下記人数よりさらに下回る可能性もある。)

- ・小学校1・2年 最大人数30人 最少人数15人
- ・小学校3～6年 最大人数35人 最少人数18人
- ・中学校 最大人数40人 最少人数20人

◎デメリットがメリットを超えると考えられる少人数は、小学校では1学級あたり10
人を下回る人数と考える。

③「大淀町立学校の適正化に係る基本計画」の策定期間及び実施時期について

【少人数指導が維持困難になる時期に向けた在り方についての検討会議の見解】

○上記の望ましい少人数指導の人数の見解を、検討会議事務局が作成した「大淀町立学
校の規模や配置の適正化に係る人数推移表」にあてはめて、小学校の適正規模に関わ
ってどのように町立学校の適正化を図るか、適正化の方向性を定める時期、また、定
めた適正化の方向性を実施する時期について考察する。

- ・デメリットが上回る10人未満の学級（希小1年9人）が現れるのが令和30年であ
るが、そこまで方向性を定める時期、実施する時期を先送りできないと考える。
- ・令和9年には初めて20人を下回る学年（希小1年13人）、令和10年には10人
の学年（緑小1年）、令和11年には3校すべてに20人を下回る学年が現れる。検
討会議にて望ましい少人数を「1学級あたり20人程度」と考えている以上、この
時期には、何らかの方向性を定めるべきである。しかしながら、定めた方向性を実
施する時期としては、以下の2つの理由により適当でないとする。

①県の少人数加配措置により、令和5年度に1学級14人の1学年2クラス（緑
小2年）が存在しており、令和4年度の28人1学級よりも非常に円滑な学級
経営が進められている。

②この状況を解消するため、例えば3小学校を1つに再編したとすると、1学年
3クラスが存在することになる。そうすると現存する学校を活用しても現状の
教室配置から施設面でキャパオーバーとなる。(令和13年までその状態は続く)

・以上から、令和14年から令和30年までの期間において、定めた方向性を実施していく時期を定めたいが、そのポイントとなる時期を以下の5つとしたい。

- ①令和14年 ・1つの小学校で全ての学年が20人を下回る（希小）。
・3つの小学校の合計人数で、どの学年も2クラスとなる。
- ②令和18年 ・どの小学校でも全ての学年が20人を下回る。
- ③令和20年 ・3つの小学校の合計人数で、どの学年も1学級25人を下回る2クラス編成となる。
- ④令和27年 ・3つの小学校の合計人数で、どの学年も1学級20人を下回る2クラス編成となる。
- ⑤令和28年 ・3つの小学校の合計人数で、1クラスの学年が現れる。

◎上記から、適正化の方向性を定める時期については、初めて20人を下回る学年が現れる令和9年度のうちの早い段階で行いたいと考える。また、定めた適正化の方向性を実施する時期については、1つの小学校で全ての学年が20人を下回る令和14年度から、3つの小学校で全ての学年が20人を下回る令和18年度までの期間としたいと考える。

◎以上のことを踏まえて、以下のロードマップを今後の進め方のイメージとしたい。

